

北川工業 企業行動規範

2023年4月1日

第1版

北川工業株式会社

目次

1. 法令遵守・国際規範の尊重	4
2. 人権・労働	4
2-1. 強制的な労働の禁止	
2-2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮	
2-3. 労働時間への配慮	
2-4. 適切な賃金と手当	
2-5. 非人道的な扱いの禁止	
2-6. 差別の禁止	
2-7. 結社の自由・団体交渉権	
3. 安全衛生	5
3-1. 労働安全	
3-2. 緊急時への備え	
3-3. 労働災害・労働疾病	
3-4. 産業衛生	
3-5. 身体的負荷のかかる作業への配慮	
3-6. 機械装置の安全対策	
3-7. 施設の安全衛生	
3-8. 安全衛生のコミュニケーション	
3-9. 従業員の健康管理	
4. 環境	6
4-1. 環境許可と報告	
4-2. エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減	
4-3. 大気への排出	
4-4. 水の管理	
4-5. 資源の有効活用と廃棄物管理	
4-6. 化学物質管理	
4-7. 製品含有化学物質の管理	
4-8. 生物多様性の保全	

5. 公正・倫理 8

- 5-1. 腐敗防止
- 5-2. 不適切な利益供与および受領の禁止
- 5-3. 適切な情報の開示
- 5-4. 知的財産の尊重
- 5-5. 公正なビジネスの遂行
- 5-6. 苦情処理メカニズムの整備
- 5-7. 通報者の保護
- 5-8. 責任ある鉱物調達
- 5-9. 適切な輸出入管理

6. 品質・安全性 9

- 6-1. 製品安全性の確保
- 6-2. 品質管理
- 6-3. 正確な製品・サービス情報の提供

7. 情報セキュリティ 10

- 7-1. サイバー攻撃に対する防御
- 7-2. 個人情報の保護
- 7-3. 機密情報の漏洩防止

8. 事業継続計画 10

- 8-1. 事業継続計画の策定と準備

9. 管理体制の構築 11

- 9-1. マネジメントシステムの構築

10. 社会貢献 11

- 10-1. 社会・地域への貢献

1. 法令遵守・国際規範の尊重

自国および事業を行う国や地域の適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を尊重し、公正・公平な事業活動を推進します。

2. 人権・労働

関連法規制を遵守するだけでなく、国際的な人権基準を参照し、従業員の人権を尊重します。また、人権侵害に加担しません。

2-1. 強制的な労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いません。また、すべての就業を強制することなく、従業員の離職や雇用を自ら終了する権利を保障します。

2-2. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童に労働をさせません。また、18歳未満の若年労働者を夜勤や残業等、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

2-3. 労働時間への配慮

従業員の働く地域の法規制上定められている限度を超えた労働をさせません。また、国際的な基準を考慮した上で従業員の労働時間・休日を適切に管理します。

2-4. 適切な賃金と手当

従業員に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を遵守します。また、生活に必要なものを賄うことができる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮します。

2-5. 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメント等の非人道的

な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を行いません。

2－6．差別の禁止

差別およびハラスメントを行いません。また、従業員からの宗教上の慣習に関わる要望には、適切な範囲で対応します。

2－7．結社の自由・団体交渉権

現地の法規制を遵守し、労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重します。

3．安全衛生

関連法規制の遵守のみならず、国際労働機関（ILO）の安全衛生ガイドライン等に留意し、従業員の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑えるとともに製品およびサービス品質、製造の均一性を向上させるため安全で衛生的な作業環境を構築します。

3－1．労働安全

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全の確保に努めます。また、妊娠中の女性および授乳期間中の母親への合理的な配慮を行います。

3－2．緊急時への備え

人命・身体の安全を損なう災害・事故等の緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、従業員および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備等の設置、災害時にその行動がとれるような教育・訓練を行います。

3－3．労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じます。

3-4. 産業衛生

職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に従業員が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行います。

3-5. 身体的負荷のかかる作業への配慮

従業員に身体的な負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病に繋がらないよう適切な管理を実施します。

3-6. 機械装置の安全対策

従業員が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施します。

3-7. 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレ等）の安全衛生を適切に確保します。また、寮では、緊急時の適切な非常口、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、適切に出入りできる十分な広さの個人スペースを確保します。

3-8. 安全衛生のコミュニケーション

従業員が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を従業員が理解できる言葉・方法で提供します。また、従業員から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みを構築します。

3-9. 従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行います。

4. 環境

資源の枯渇や気候変動、環境汚染等の地球環境問題に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮します。

また、環境に関する大きな責任を率先して引き受け、環境への負荷を最小限に抑えるために、環境マネジメントシステム（ISO14001など）を構築し、その運用を推進します。

4－1．環境許可と報告

事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行います。

4－2．エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量削減に向けて、目標を設定した上で継続的に削減活動に取り組みます。

4－3．大気への排出

関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施します。

4－4．水の管理

法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水を推進します。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施します。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行います。

4－5．資源の有効活用と廃棄物管理

法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、継続的な資源の有効活用を図り、発生する廃棄物を最低限に抑えます。

4－6．化学物質管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質、廃棄物、およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄を確実にするよう管理します。

4－7．製品含有化学物質の管理

製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守します。

4－8．生物多様性の保全

事業活動が与える生態系への影響に配慮し、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組めます。

5．公正・倫理

社会的責任を果たし、市場での成功を達成するために、最高基準の倫理感に基づき事業活動を行います。

5－1．腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領等を一切行いません。

5－2．不適切な利益供与および受領の禁止

賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しません。

5－3．適切な情報の開示

適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織体制、財務状況、業績に関する情報を開示します。記録の改ざんや虚偽の情報開示は行いません。

5－4．知的財産の尊重

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行います。また、顧客およびサプライヤー等の第三者の知的財産も保護します。

5－5．公正なビジネスの遂行

公正な事業、競争、広告を行います。

5－6．苦情処理メカニズムの整備

自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、従業員およびサプライヤ

ーなどのステークホルダーが匿名で利用可能な苦情処理メカニズムを構築します。

5－7．通報者の保護

通報に係る情報に関する機密性、ならびに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を行いません。

5－8．責任ある鉱物調達

製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、金およびコバルト等の鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争等を引き起こすまたはそれらに加担していないかを明確にするためのデューディリジェンスを推進します。

5－9．適切な輸出入管理

法令などで規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを実施します。

6．品質・安全性

提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供します。

6－1．製品安全性の確保

自社製品が各国の法令等で定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たします。

6－2．品質管理

製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守します。

6－3. 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供します。

7. 情報セキュリティ

機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図ります。

7－1. サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃等からの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理します。

7－2. 個人情報の保護

サプライヤー、顧客、従業員等全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護を行います。

7－3. 機密情報の漏洩防止

自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護します。

8. 事業継続計画

大規模自然災害等によって自社もしくは自社のサプライヤーが被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備します。

8－1. 事業継続計画の策定と準備

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定します。

9. 管理体制の構築

マネジメントシステムの構築により、PDCA（Plan-Do-Check-Action）を通じて以下を確保し、継続的改善を促進します。

- A：業務や製品に関連する法規制および顧客要求事項の遵守
- B：本行動規範への適合
- C：本行動規範に関連した運用リスクの特定と軽減

9－1. マネジメントシステムの構築

本行動規範の要求事項を遵守するために、マネジメントシステムを構築します。

10. 社会貢献

事業活動を行う国や地域における文化や習慣を尊重し、持続可能な社会の発展に努めます。

10－1. 社会・地域への貢献

国際社会や地域社会の発展に貢献する活動に積極的に取り組みます。